

水道管布設工事従業員名簿

(様式3)

氏名	営業所専任技術者 (※1)	経營業務の管理責任者 (※1)	土木一式工事主任(監理)技術者 となり得る資格(※2)					水道管接続資格(※3)					緊急時の対応が 可能な従業員	給水装置工事 配管技能者	給水装置工事 主任技術者		
			監理技術者	一級土木 施工機械 管理技士	二級土木 施工機械 管理技士	技術士(国土交通大臣が認定する資格)	主任技術者 (土木一式)	(社)日本水道協会			広島市水道局 認定の配管工	日本ダクタイル 鉄管協会				有効期限(※4)	
								大口(一般) 耐震(一般)	一般のみ	有効期限(※4)							
計	___人	___人				___人							___人	___人		___人	___人

- ・雇用している従業員のうち表中の資格所有者及び、直接工事に携わる従業員のみを対象とし、該当する欄に○印を付けて下さい。
 - (※1) 建設業法第7条に定められている建設業許可(土木工事業)の申請時に届け出た営業所専任技術者及び経營業務の管理責任者に○印を付けて下さい。
 - (※2) 土木一式工事主任(監理)技術者となり得る資格については、各人が所有する資格のうち最上位の資格にのみ○印を付けて下さい。
 - (※3) 水道管接続資格については、所有している資格すべてに○印をつけて下さい。
 - (※4) 有効期限のある資格の所有者については、各資格の枠内左側に○印を、枠内右側に有効期限を記入して下さい。
- ・給水管取付を含む工事を受注する場合は、広島市水道局認定の配管工あるいは給水装置工事配管技能者の資格が必要となります。
- ・資格の所有証明として「資格証」、「免状」又は「修了書」の写しを添付して下さい。(有効期限のある資格は、有効期限が記され、かつ有効期限が満了していないものを添付すること)

氏名	営業所専任技術者 (※1)	経營業務の管理責任者 (※1)	土木一式工事主任(監理)技術者 となり得る資格(※2)					水道管接続資格(※3)					緊急時の対応が 可能な従業員	給水装置工事 配管技能者	給水装置工事 主任技術者	
			監理技術者	一級土木 施工機械 管理技師	二級土木 施工機械 管理技師	技術士(国土交通 大臣が認定する資 格)	主任技術者 (土木一式)	(社)日本水道協会			広島市水道局 認定の配管工	日本ダクタイル 鉄管協会				有効期限(※4)
								大口(一般) 耐震(一般)	耐震(一般)	一般のみ						
5																
10																
15																
20																
計	___人	___人	___人				___人					___人			___人	___人

- ・雇用している従業員のうち表中の資格所有者及び、直接工事に携わる従業員のみを対象とし、該当する欄に○印を付けて下さい。
 - (※1) 建設業法第7条に定められている建設業許可(土木工事業)の申請時に届け出た営業所専任技術者及び経營業務の管理責任者に○印を付けて下さい。
 - (※2) 土木一式工事主任(監理)技術者となり得る資格については、各人が所有する資格のうち最上位の資格にのみ○印を付けて下さい。
 - (※3) 水道管接続資格については、所有している資格すべてに○印をつけて下さい。
 - (※4) 有効期限のある資格の所有者については、各資格の枠内左側に○印を、枠内右側に有効期限を記入して下さい。
- ・給水管取付を含む工事を受注する場合は、広島市水道局認定の配管工あるいは給水装置工事配管技能者の資格が必要となります。
- ・資格の所有証明として「資格証」、「免状」又は「修了書」の写しを添付して下さい。(有効期限のある資格は、有効期限が記され、かつ有効期限が満了していないものを添付すること)